

コバルトのリスク評価について（案）

1 有害物ばく露作業報告の経緯

コバルト化合物のうち「塩化コバルト」及び「硫酸コバルト」のみがEUの発がん性評価で区分2（ヒトに対しておそらく発がん性を有する物質）として評価されていることから、平成20年有害物ばく露作業報告においては、「コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）」を年間500kg以上製造又は使用している事業場に労働基準監督署への報告を求めた（報告期間：平成20年1月1日～3月31日）。

その結果、計42事業場から報告が提出された。

2 リスク評価の対象について

上記1のとおり、有害物ばく露作業報告では「コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）」を報告対象とした。

しかしながら、IARCでは、「コバルト及びその化合物」として評価するとともに（グループ2B：ヒトに対して発がん性のおそれのある物質）、米国、日本の労働衛生の専門機関は、「コバルト及びその化合物」として許容値を示している。

（1）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）においては、2006年に「コバルト及び無機化合物」のTLVとして0.02mg/m³（コバルトとして）という値が示されている。

（2）日本産業衛生学会においては、2007年に「コバルト及びその化合物」の許容濃度として0.05mg/m³（コバルトとして）という値が示されている。

これらのことから、リスク評価の対象については、「コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）」ではなく、これを含めた「コバルト及びその化合物」を対象とするのが適当である。

3 リスク評価の進め方

（1）平成20年度

平成20年有害物ばく露作業報告で把握した事業場（塩化コバルト、硫酸コバルトのみ）の中から選んだ事業場に対してばく露実態調査（作業環境測定、個人ばく露測定）を実施する。

（2）平成21年度

平成21年有害物ばく露作業報告において、「コバルト及びその化合物」に関して報告を求め、報告のあった事業場の中から選んだ事業場に対してばく露実態調査（作業環境測定、個人ばく露測定）を実施する。

平成20年度と平成21年度の調査結果を合わせて「コバルト及びその化合物」のリスク評価を行う。